

令和7年7月11日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和7年7月11日、午前9時30分久留米市職員会館マルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	今村 東	委員
2番	内田すなを	委員
3番	大石 敏裕	委員
4番	甲斐サエ子	委員
5番	柿本 正信	委員
6番	川津 富夫	委員
7番	古賀 喜治	委員
8番	後藤マス子	委員
9番	清水 邦宏	委員
10番	白水 貴	委員
11番	末次 龍夫	委員
12番	高田 光秀	委員
13番	田川 政文	委員
14番	田中 文	委員
15番	轟 香代子	委員
16番	中園 正彦	委員
17番	中村 裕	委員
18番	中山 健治	委員
19番	林田 高夫	委員
20番	日比生和雄	委員
21番	福島 哲憲	委員
22番	保坂 泰生	委員
23番	松隈 康吉	委員
24番	本山 龍一	委員

事務局の出席者は9名である。

事務局 おはようございます。7月総会の開会に当たり報告をいたします。
本日は、現委員数24名中24名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立をしております。
それでは、会長よろしくお願ひいたします。

議長 皆様、おはようございます。ただ今より7月の農業委員会総会を開催いたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。
農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので、付議いたします。
所有権移転、東部地域、審議番号1番から4ページの審議番号11番までの11件です。
4ページをお願いいたします。
西部地域、審議番号12番から5ページの審議番号17番までの6件です。
以上、審議番号1番から審議番号17番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。
なお、本議案の審議番号3番、5番、11番及び17番は、新規就農案件及び新規農地取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について、担当委員より報告をお願いします。
なお、審議番号11番は、議長である私が担当いたしましたので、報告は事務局が行いますのでよろしくお願ひいたします。
それでは、よろしく報告お願いします。

委員 審議番号3番の案件につきまして、6月26日に申請人、＊＊＊＊氏、私、＊＊、＊＊推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。
申請人の＊＊＊＊氏は、今回、山本町の農地を贈与にて取得し、農業を始める予定

です。新規就農になります。申請人の年齢は42歳です。農作業は、申請人本人と、その妻で行うことです。営農計画は、米と柿を作付する計画となっております。＊＊氏の農業経験はありませんが、農業に従事している友人や叔父に相談しながら技術を習得する予定です。農機具については、トラクター、田植え機、コンバインを、今後、リースで導入する予定です。米については、自家消費、柿については、青果市場に出荷予定とのことです。

ヒアリングをした結果、意欲も見受けられ、今後の活躍も見込めるものと考えられます。また、ヒアリングの結果について、7月2日の東部審査会で報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリングの結果について報告を終わります。

委 員 審議番号5番の案件につきまして、6月25日に申請人の＊＊＊＊氏と＊＊副会長、私、＊＊、＊＊推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施しましたので御報告いたします。

申請人の＊＊＊＊氏は、現在、国分町にお住いで、造園業を営んでおられます。今回取得する農地に隣接する宅地を購入し、事務所を建て事業拡大を図る予定で、これに伴い、田主丸町菅原の農地を取得し、事業に必要な植木を植栽、管理する予定です。新規就農になります。申請人の年齢は44歳です。農作業は、申請人本人と従業員2名で行う予定です。取得する農地は、造園業に必要な植木を栽培する予定となっております。栽培技術等については、知人や造園業組合に相談することです。作業に必要な農機具については、 Yunbo や Unique 車を所有しています。

ヒアリングをした結果、申請人の意欲も高く、今後の活躍も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、7月2日の東部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリングの結果について報告を終わります。

事務局 審議番号11番の案件につきまして、6月27日に申請人の＊＊＊＊氏、＊＊農業委員、＊＊推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の＊＊＊＊氏は、今回、北野町塚島の農地を売買によって取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。申請人の年齢は52歳です。農作業は、申請人本人と妻が従事する予定です。営農計画は、果樹、野菜を作付する計画となっ

ております。＊＊氏の農業経験については、2年前から借りて耕作しており、白菜やトマトなどを作っております、問題なく耕作することができております。農機具については、柔、草刈り機を所有しております、今後、耕うん機を導入する予定です。生産物については、自家消費ですので販売の予定はありません。就農後の相談相手は、近所に農家が多くいるので、いつでも相談できるとのことです。

ヒアリングをした結果、本人の意欲も見受けられ、適切に農地を維持管理できるものと思われます。

また、ヒアリング結果について、7月2日の東部審査会にて報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

委 員 審議番号17番の案件につきまして、6月20日に申請人、＊＊＊＊氏、私、＊＊、＊＊推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。申請人の＊＊＊＊氏は、今回、三瀬町西牟田の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。申請人の年齢は41歳です。農作業は申請人本人が行うことのことです。営農計画は、タマネギなど野菜を作付する計画となっております。＊＊氏は、農業経験はありませんが、父や近所の人から指導を受けながら農地の管理をやっていきたいとの考えです。農機具については、耕うん機、軽トラック、スコップを所有しています。野菜については、出荷の予定はなく、自家消費とのことです。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、7月3日の西部審査会へ報告を行い、問題がないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果についての報告を終わります。

議 長 ありがとうございました。報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまより採決をいたします。

第1号議案につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

- 議長** ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。
- 続きまして、第2号議案です。農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局** 6ページをお願いいたします。
- 第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。
- 農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
- 西部地域、1番、1件です。
- 1番、申請地、藤山町、田、1筆1,078m²。
- 申請理由、申請地に盛土を行い、田として利用するもの、農地改良行為です。
- 以上で説明を終わります。
- 議長** 説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。西部審査会よりお願いをします。
- 委員** それでは、西部審査会の審査会にて報告いたします。
- 審議番号1番、地図ナンバーは1番です。
- 転用目的は、農地改良行為に伴う一時転用です。
- 一時転用期間は、許可日から令和12年6月30日の予定で、改良後も田として利用する計画となっています。
- 申請地は、こどもの杜保育園から南東へ約300mのところに位置します。
- 農地区分につきましては、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にあるもので、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。
- 雨水排水につきましては、自然流下で南側の水路へ排水されます。
- 汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画です。
- この申請につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書

類審査を行いましたが、問題がないものと判断しております。御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑は、ないようでございますので質疑を終了します。
ただいまより採決をいたします。第2号議案に賛成の方、挙手を願います。

全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 7ページをお願いいたします。
第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番、2番の2件です。
1番、申請地、山本町耳納、畠、1筆49m²、申請理由、申請地を取得して、自己用住宅の敷地として拡張するものです。
2番、申請地、北野町今山、田、1筆1,883m²、申請理由、申請地を取得して、宅地分譲（7区画）として利用するものです。
西部地域、3番から、9ページ10番までの8件です。
3番、申請地、高良内町、畠、1筆1,139m²、申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（4区画）として利用するものです。
8ページをお願いいたします。
4番、申請地、大善寺町藤吉、畠、1筆105m²、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅兼店舗を建築するものです。農地区分は、第1種農地ですが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

5番、申請地、大前寺町宮本、田、1筆372m²、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

6番、申請地、藤山町、畠、1筆202m²、申請理由、申請地を取得して、事務所を建築及び露天駐車場として利用するものです。

7番、申請地、宮ノ陣町若松、田、1筆429m²、申請理由、申請地を借り受けて、堆肥舎を建築するものです。農地区分は、農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

9ページをお願いします。

8番、申請地、安武町安武本、田、1筆367m²、申請理由、申請地を借り受けて、露天駐車場として利用するものです。農地区分は、第1種農地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

9番、申請地、城島町原中牟田、田、1筆67m²、申請理由、申請地を取得して、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。

10番、申請地、三瀬町玉満、田、1筆200m²、申請理由、申請地を取得して、宅地分譲（1区画）として利用するものです。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会よりよろしくお願ひします。

委員 東部審査会の5条申請について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは2番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するのですが、既に施工されていましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、山本小学校から東へ約870mのところに位置します。

農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜枡を経由して西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設された市下水道管に接続します。

被害防除につきましては、周囲と高さを合わせることで土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは3番です。

転用目的は、宅地分譲（7区画）として利用するものです。申請地は、西鉄北野駅から北へ約270mのところへ位置します。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、新設する前面道路の側溝を経由して北側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、新設する道路に埋設予定の下水道管を経由して、北側の道路に埋設された市下水道管に接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いましたが、問題がないことを判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

委 員 それでは、西部審査会の報告をいたします。

審議番号3番、地図ナンバーは4番です。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地（4区画）として利用するものです。

申請地は、せいほうこども園から西へ約420mのところに位置します。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に保育園と病院がある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、北東側及び北西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北東側及び北西側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号4番、地図ナンバーは5番です。

転用目的は、自己用住宅兼店舗を建築するものです。店舗は美容院となります。

申請地は、三瀬小学校から北西へ約520mのところに位置しております。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当しますが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して南側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号5番、地図ナンバーは6番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、筑邦西中学校から南西へ約480mのところに位置しております。

農地区域につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に2つの病院がある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して西側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号6番、地図ナンバーは7番です。

転用目的は、事務所建築及び露天駐車場として利用するものです。

申請地は、こどもの杜保育園から南へ約120mのところに位置しております。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に保育園と学校がある農地ですので、第3種農地に該当すると判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵及び排水管を経由して、南西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南西側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、L型擁壁及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号7番、地図ナンバーは8番です。

転用目的は、堆肥舎を建築するものです。

申請地は、西鉄学校前駅から北東へ約1.2kmのところに位置しております。

農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、南側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号8番、地図ナンバーは9番です。

転用目的は、一時転用、露天駐車場として利用するものです。

一時転用期間は、許可日から令和8年7月1日の予定です。

申請地は、西鉄安武駅から北東へ約710mのところに位置しております。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当しますが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で南側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、防護柵を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号9番、地図ナンバーは10番です。

転用目的は、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。

申請地は、城島中学校から南東へ約530mのところに位置しております。

農地区分につきましては、城島総合支所からおおむね900m以内、宅地化率40%以上の区域内にある農地でありますので、第2種農地に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して南側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、周囲と高さを合わせることにより土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号10番、地図ナンバーは11番です。

転用目的は、宅地分譲（1区画）として利用するものです。

申請地は、犬塚小学校から北西へ約80mのところに位置しております。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であります

ので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して西側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、8件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いましたが、問題がないものと判断しております。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。報告が終わりましたので、ただいまより、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑はないようでございますので、質疑を終了して、ただいまより採決に入ります。
第3号議案に賛成の方は、挙手を願います。

全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手により第3号議案は可決されました。
次に参ります。
続きまして、第4号議案、非農地証明についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 10ページをお願いいたします。
第4号議案、非農地証明について。
非農地証明願が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番、1件です。
1番、申請地、草野町吉木、畠、1筆、373m²、現況、宅地、証明理由、建築物等

の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは12です。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方は举手をお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑はないようでございますので、ただいまより採決をいたします。
第4号議案につきまして、賛成の方は举手を願います。

全員举手

議長 全員举手により第4号議案は可決されました。
続きまして、第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 11ページをお願いいたします。
第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画について。
中間管理事業の推進に関する法律に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画について意見を求められたので付議いたします。
1、内容、第1区、1番から3番までの3件です。
12ページをお願いいたします。
第3区、4番から13ページの8番までの5件です。
2、意見案、各譲受人の営農状況より要件を満たしていると認められるため、当該計画は問題ないとと思われるとしております。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方は举手を願います。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑はないようでございますので、これにて終了し、採決をいたします。
第5号議案につきまして、賛成の方は挙手を願います。

全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。
続きまして、第6号議案、農用地の買入協議要請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 14ページお願いいいたします。
第6号議案、農用地の買入協議要請について。
農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、市長へ農用地の買入協議を要請いたしたいので付議いたします。
第1区、1番、宮ノ陣八丁島、田、2筆計6,497m²、要請理由、あっせん相談により地元農地利用最適化推進委員によるあっせん協議を行い、認定農業者へ集積が図られるよう調整を試みたが、売り渡し希望価格において調整が不調に終わった。しかしながら、当該農用地は、久留米市農業基本構想の実現など将来的見地から見た優良農地であり、認定農業者への集積を図るため、市長への買入協議要請を行うものでございます。
補足説明ですが、通常、あっせん売買において、譲渡取得税の特別控除として800万円まで控除されますが、買入協議を行う場合は1,500万円まで拡大されることになります。
今回の田2筆の分の金額は800万円を超ませんが、同じ年内に売買を行った場合は、年内の金額を通算して計算します。今回のあっせん申出者は、今年、既に1回、あっせん売買を行っておりましたので、それに追加をする形で年内通算800万円を超えるため、今回も買入協議を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。
ただいまから質疑に入りたいと思います。質疑のある方はございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑はないようでございますので、採決をいたしたいと思います。第6号議案について賛成の方、挙手を願います。

全員挙手

議長 全員挙手により第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。
続きまして、報告事項のほうに入ります。
報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。
報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。
報告第3号、農地法第18条第6号の規定による通知について。
事務局の説明を省略いたします。
それでは、ただいまより質疑に入りたいと思いますが、質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。よって、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。
次に、お諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なしの声」

議長 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。
ただいまより議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、3番、大石敏裕委員、16番、中園正彦委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。